

○宇和島市建設工事に係る設計違算に関する事務取扱要領

平成27年11月24日

告示第79号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、建設工事の入札執行に際し、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金入り設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、積算数量等の不整合は含まない。

(対象)

第3条 この要領の対象は、市が発注する建設工事のうち、宇和島市低入札価格調査制度実施要領(平成22年告示第9号)又は宇和島市最低制限価格制度実施要領(平成22年告示第10号)の適用を受ける工事とする。

(開札前の対応)

第4条 市長は、入札の公告又は指名通知の発行を行ってから開札をする前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、入札公告等で定める質疑に対する回答書の閲覧期間前であって、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合は、設計違算を訂正し、当該閲覧期間に訂正内容等を周知することにより、入札を続行することができるものとする。

(落札決定前の対応)

第5条 市長は、開札を行ってから落札者を決定する前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札に係る手続を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であって落札者の決定に影響がない場合は、当該入札を有効とし、手続を続行することができるものとする。

(契約締結前の対応)

第6条 市長は、落札者を決定してから契約を締結する前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札に係る手続及び落札者の決定を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であって落札者の決定に影響がない場合は、当該入札を有効とし、手続を続行することができるものとする。

- 3 第1項の規定により落札者の決定が取り消された場合において、当該者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(契約締結後の対応)

第7条 市長は、契約を締結した後に設計違算があったことが判明した場合は、当該契約の相手方と協議し、契約を解除する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であって落札者の決定に影響がない場合又は当該契約の履行状況等により解除しがたい場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、当該者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(その他の対応)

第8条 市長は、第5条第2項若しくは第6条第2項の規定により落札者を決定し、又は第7条第2項の規定により当該契約を解除しない場合は、設計金額を訂正し、当該落札者又は当該契約の相手方に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、契約変更は行わないものとする。ただし、訂正後の設計金額が契約金額を下回るとき、又は市長が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この要領は、平成27年11月24日から施行する。